第八管区海上保安本部公示第23号

水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、 次のとおり公示する。

令和7年7月2日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名称 鳥取県鳥取港湾事務所
- (2) 住所 鳥取県鳥取市港町8
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1) 区域 網代港 (網代漁港) (別添付図参照)
- (2) 期間 令和7年7月2日から令和7年9月30日まで
- 3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深、採泥器による底質調査

- 4 航行船舶に対する安全措置
- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定める標識を掲揚
- (2) 八管区水路通報に掲載

第八管区海上保安本部 公示第 23 号 関連付図

